

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	11-1
処分の種類	家畜商免許の取消			
根拠法令条例等・条項	家畜商法第7条第1項			
処分の概要	家畜商が家畜商法に規定する免許を与えない場合に該当することとなった場合、又は家畜商から申請があった場合の免許の取り消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】家畜商法第7条第1項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 成年被後見人又は被保佐人となった場合 2 禁錮刑又は家畜商法、家畜伝染病予防法、家畜取引法に違反し罰金刑に処せられ2年を経過していない場合 3 事業所が2以上ある場合、それぞれの事業所において従業者が全員免許取得者でなくなった場合 4 従業者が上記1～2項に該当した場合 			
基準の制定根拠	—			